

いじめ等事案への対応

習志野市立袖ヶ浦東小学校

未然防止・早期発見

- ◆豊かな心を育む教育の充実(道徳・特別活動を核として)
- ◆多くの教職員で見守る体制づくりとその不断の改善
- ◆いじめアンケートの実施(年間3回 記名式・無記名式を連動させる)
- ◆いじめアンケートと保護者教育相談・授業参観・学級懇談会との連動

いじめ等の認知後

- ◆いじめ対策委員会の設置(学級担任・学年主任・生徒指導主任・管理職)

- ①聞き取りやアンケートなどで事実の確認
- ②いじめを止めさせ、対象児童の安全を確保
- ③いじめを行った児童に対しては、いじめについて毅然と指導
※保護者や場合によっては関係機関との連携のもと)
※いじめを行った児童が抱える問題がある場合には、
教育相談等の支援を適宜行い、その問題を解消
- ④いじめを行った児童・対象児童・両者の保護者を交えて
人間関係の修復

関係児童の保護者へ連絡

関係児童の保護者と連携

- ・事実の記録(対策委員の確認)

教育委員会へ報告

いじめ対策委員会での継続的な指導・支援と経過報告

- ・状況に応じた指導方針の見直し
- ・スクールカウンセラー等の活用
- ・関係保護者との継続的な相談

関係児童の保護者への報告

★ 重大事態の発生時の対応 ★

